

平成 30 年 9 月 13 日

都市計画コンサルタント優良業務登録事業
運営委員会委員長 森本章倫

都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob 事業）
30 年度 第 2 次受付 のお知らせ

都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob 事業）は本年度から本格実施を開始し、本年度は 5 月～7 月に評価受付を実施しましたが、本格実施初動期でありますので、本事業の一層の普及を図るため、事業要項第 6 条 1) の規定（評価依頼は契約期間終了月の翌月から 4 ヶ月以内に行う）の特例として、下記の要領で第 2 次の評価受付を行います。

該当する受注業務を実施されたコンサルタントの皆さんの積極的なご参加をお待ちしています。

受注業務の評価を希望される方は、必要書類を電子メールにて当委員会事務局（ejob@tokeikyou.or.jp）宛お送り下さい。評価依頼に必要な書類の様式等は、本事業のホームページ（<http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html>）から入手できます。

記

1. 登録対象業務

ejob 事業要項第 4 条「登録対象業務」に記載の業務で、平成 29 年度及び 28 年度に完了した業務です。（いずれも契約期間終了後 4 ヶ月を超えるため、協力自治体には予めその旨お知らせしておりますが、評価頂けない場合もありえますので、この旨お含み下さい。）

2. 受付期間

協力自治体(注 1)からの発注業務	平成 30 年 10 月 1 日から同 11 月 30 日まで
上記以外の自治体(注 2)からの発注業務	同 11 月 30 日以降であっても、当該自治体が協力表明されて後、二ヶ月間は受け付けます。

(注 1) : 「協力自治体」とは、前記ホームページ 中の「ejob 事業にご協力いただいている自治体」欄に記載の自治体です。詳細は、事務局（ejob@tokeikyou.or.jp）にお問合せ下さい。

(注 2) : 該当自治体への評価依頼をご希望の場合は、ご遠慮なく事務局にご相談下さい。

3. 登録料 登録業務（自治体評価で☆印が付いた業務）1 業務当り 5,000 円を業務実施コンサルタントから申し受けます。